

審 第 7 4 3 号
答 申 第 4 8 2 号
平成 2 9 年 7 月 1 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 8 日 付 高 第 8 5 0 号 による 下 記 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

記

諮問第 5 8 5 号

平成 2 7 年 7 月 3 0 日 付 け で 異 議 申 立 人 か ら 提 起 さ れ た 、 平 成 2 7 年 6 月 9 日 付 け 高 第 4 2 0 号 で 行 っ た 行 政 文 書 部 分 開 示 決 定 に 係 る 異 議 申 立 て に 対 す る 決 定 に つ い て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成26年7月10日付け「事故報告の内容についての監査結果概要」に綴じ込まれている「手書きの経過記録6枚」について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年5月11日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「骨折事故の内容付立入り調査報告書と内容付事故報告書（26年7/10日とその他も立入りをしたか） 26年9月27日重要な指導を（10年分調査すると）」

3 特定した対象文書

実施機関は、「事故報告の内容についての監査結果概要」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

平成27年6月9日付け高第420号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年7月30日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。

行政文書の件名 1 事故報告の内容についての監査結果概要は、

内容付き骨折事故報告書・主治医意見書問診書票・介護認定書（介護４）・契約書・両方の記録と情報を基本に作成する。（救急車有無）

行政文書の件名 2 内容付き骨折事故報告書作成なし（内容付き立ち入り報告書の未作成なる）

監査結果概要のⅠの（１）は聴取した内容を具体的に記載する（時間・発生場所の図面・当日日誌（風呂も？））

概要の中の参考２の２について、介護２の計画書参考では評価できない。

課からの提出書類（１１枚）、介護２・５が含まれていて、この書類だけでは過失判断はできない。

その中の事故報告書の原因、手引き誘導は家族側の観察・利害関係のない主治医意見書問診等で調査できる。

緊急時に関する確認書も、契約書と異なっている。

その他も立ち入り調査したかについて回答なし、カルテを検証して疑問浮上

1 事故発生時間異なる 2 看護サマリーに、利用者は介護１と記されている

行政文書の件名 3 10年分調査する回答なし

3 意見書の要旨

異議申立人は、意見書において、本件対象文書は改ざんされていると主張している。また、特定の骨折事故について実施機関に調査すること及び実施機関が他の機関と連携することを求めており、本件請求の理由、当該事故の具体的内容及び苦情並びに介護保険及び介護制度に対する意見等を述べている。さらに、当該事故に関する書類が添付されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、特定の指定短期入所生活介護（ショートステイ）事業所（以下「本件事業所」という。）で起こった事故の報告内容についての監査結果、指導事項及び参考書類である。

2 本件決定の理由について

（１）条例第8条第2号該当性について

対応者や報告者の氏名、役職名、個人の印鑑の印影、居宅サービス計画作成者氏名や居宅介護支援事業者・事業所及び所在地、利用者名等については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

また、医療機関名、主治医、電話番号及び急変時の対応については、個人に関する情報であり、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性について

法人印鑑の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、これを開示すると印影が偽造される等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、事故報告の内容についての監査結果概要は事故報告書、主治医意見書等、介護認定書、契約書、記録と情報等を基本に作成するものであるため、本件対象文書は違法だと主張しているものと解する。

しかしながら、本件対象文書は、異議申立人が請求した「事故報告の内容についての監査結果概要」に関する行政文書そのものであり、この件に関する他の行政文書は存在しないこと及びこの主張は本件決定に対する不服ではないことから、本件決定を取り消す理由とはみなされないものである。

(2) また、異議申立人は内容を具体的に記載した骨折事故の内容付立ち入り報告書が未作成であり、この書類では過失判定ができないと主張しているものと解するが、これは監査の手法や内容に不服があるものであり、本件決定に対する不服ではないことから、本件決定を取り消す理由とはみなされないものである。

(3) さらに、異議申立人は実施機関が監査を行った事業所の状況を10年分調査し回答することを求めていることと解するが、これは本件決定に対する不服ではないことから、本件決定を取り消す理由とはみなされないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事業所に対する監査資料であり、監査結果概要、本件事業所から市町村に提出された事故報告書、本件事業所から徴取した

書類等で構成されている。そのうち、実施機関は上記第4の2に記載の情報を条例第8条第2号及び第3号該当として不開示としている。

異議申立人は本件異議申立てにおいて、請求内容の一部について回答がないこと及び本件対象文書の特定が不十分であることを主張しており、本件決定における不開示部分についての主張はしていないと解されるため、以下本件請求に係るその余の文書の有無について検討する。

2 本件決定について

(1) 当審査会が実施機関に説明を求めたところ、以下のとおりであった。

本件請求の内容については、本件請求の記述から、以下の内容に関する事項と判断した。

ア 平成26年7月10日に本件事業所に対して行った特定の骨折事故（以下「本件事故」という。）に関する立ち入り調査の報告書及びその事故報告書並びに本件事故についてその他にも立ち入り調査を行った場合には、当該立ち入り調査に関する文書

イ 平成26年9月27日に異議申立人から電話があった際に述べていた、本件事業所における過去10年間の監査結果を再度精査すべき旨の要請

本件異議申立てにおいて、異議申立人は本件請求の一部について回答がない旨主張しているが、本件請求に係る行政文書については実施機関で探索を行い、本件対象文書を特定し、本件決定を行ったものである。

なお、本件事故に関しては、平成26年7月10日以外に監査は行っていない。また、上記イについては、実施機関に対する要請であると判断したが、仮に上記イについて行政文書の開示を求める記述であると解したとしても、本件事業所の監査結果を精査したという事実は存在しないものである。

よって、本件対象文書を除く本件請求に係る対象行政文書は存在しないものである。

(2) 当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件事業者が実施機関に対して本件事故の報告を行っている旨の記述が認められた。

そこで、実施機関に確認したところ、本件事故について本件事業所から実施機関に対し事故報告書が提出されていると推測されるが、仮に提出されていたとしても同報告書の保存期間が経過しているため、廃棄されているとのことであった。

本件事故は平成23年に発生しているところ、同報告書を綴るべき簿冊の保存期間は3年であることから、仮に本件事業所から報告書が提出されていたとしても、本件請求のあった時点では廃棄されており、

保有していないという実施機関の説明に不自然・不合理な点はない。

また、本件請求に係るその余の文書の有無については、本件事故について平成26年7月10日以外に監査を行っておらず、その余の文書は存在しないという実施機関の説明にも不自然・不合理な点はない。

(3) ところで、当審査会が事務局職員をして本件請求に係る文書の探索をさせたところ、本件対象文書の原本の2枚目の後には、本件事業所の職員が手書きで記載したと思われる経過記録(以下「本件経過記録」という。)が綴じられていることが認められた。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、本件経過記録は平成26年7月10日に行った監査(以下「本件監査」という。)で本件事業所から徴取した際に実施機関の職員が入手した文書であり、本件監査の報告書に添付した書類であるが、本件監査においては必要な情報ではないため、本件対象文書としなかったとのことであった。

しかし、本件監査の報告書は、本件対象文書だけでなく本件経過記録も含めて構成されているから、実施機関は本件経過記録についても開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、特定の骨折事故に関する苦情等を種々述べているが、当審査会は行政文書開示請求に対する開示決定等に関する不服について調査審議する機関であることから、それらの主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件経過記録について開示決定等をすべきであるが、その余の決定は妥当である。

5 附言

本件請求において実施機関は、本件の行政文書開示請求書の記載がやや不明確であったにもかかわらず、異議申立人に対し請求内容について確認を行わず本件決定を行っている。

請求内容等が不明確である場合には、開示請求者に対して確認をすべきであり、必要に応じて補正を求めるなど、より慎重かつ丁寧な対応に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月31日	諮問書の受理
平成27年10月19日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月24日	異議申立人の意見書の受理
平成28年11月29日	異議申立人の意見書の受理
平成29年2月22日	審議
平成29年3月8日	異議申立人の意見書の受理
平成29年3月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)